

令和6年度 就学援助制度（新入学準備費）について

越谷市では、経済的な理由により学用品費・学校給食費などの費用負担が大きいご家庭に、その一部を援助する就学援助制度を実施しており、小学校入学に係る『新入学準備費』は、入学前に支給することが可能です。但し、新入学に係る費用の支給は入学前・入学後のいずれか1回に限ります。

小学校入学に係る新入学準備費の支給を希望する方は、下記のとおり期間内に手続きを行ってください。

※兄弟が令和6年度就学援助費を受給している場合は申請の必要はありません。

1 援助対象者

原則として、越谷市内に住民登録があつて、市内小学校に令和7年度(2025年度)就学予定者の保護者、または、現に監護を行う者のうち、生活保護を受けておらず、別途定める就学援助の認定基準を下回る方

※令和7年3月末日までに越谷市外への転出または私立小・特別支援学校への入学を予定している場合、新入学準備費の申請は行わないでください。その後、市内公立小(国・県立小を含む)へ入学となった際は、次年度の就学援助制度で支給が可能です。

2 援助内容

新入学準備費 57,060 円 (他の市区町村で既に支給を受けた方は対象になりません)

※ 今回の新入学準備費を申請した方は、その審査結果に関わらず、入学後に次年度就学援助制度が認定となった場合も同様の費用は支給されません。なお、今回の新入学準備費を申請しない方は、次年度就学援助制度が認定となった場合(ただし4月認定者に限る)、同様の費用を9月に支給します。

3 支給時期

審査の結果、認定となった場合は3月25日(予定)に申請者の口座へ支給します。

4 認定基準

総所得から教育委員会の定める所得控除額を差し引いた額が生活保護基準の1.3倍未満であること。

※総所得は世帯の中で所得のある方全員の所得を合算します。

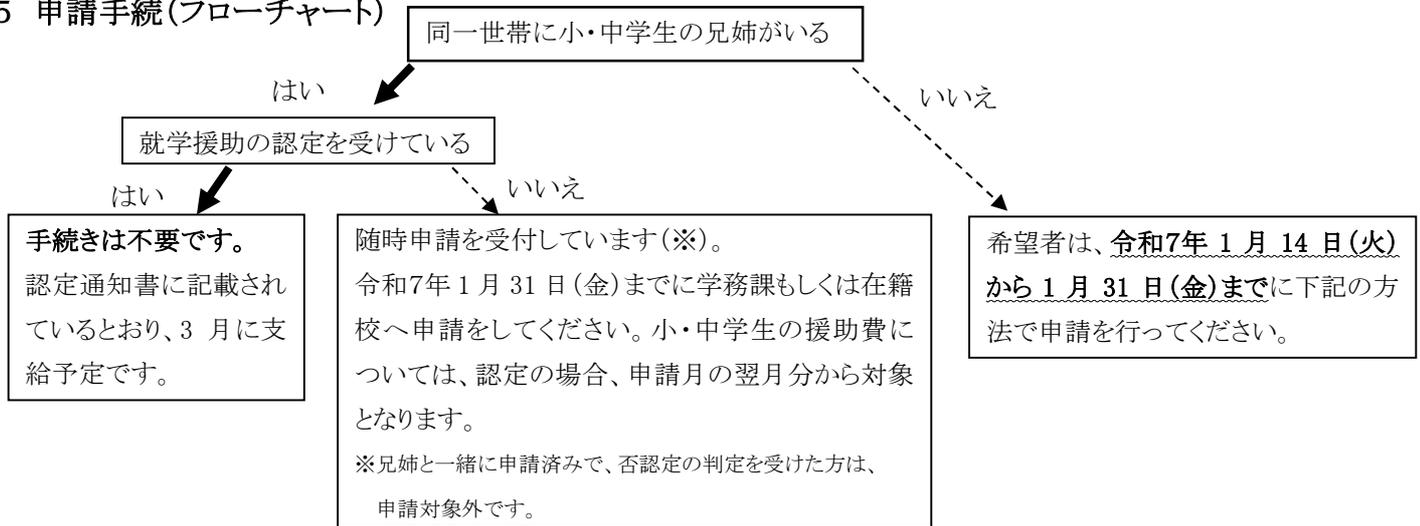
※住民登録上の住所が同じである方全員を世帯人数に含めて判定します。また、単身赴任等別住所であっても、生計を同一としている場合は世帯人数に含めます。

※対象となる所得控除は社会保険料(小規模企業共済等掛金を含む)・生命保険料・地震保険料とし、いずれも都道府県民税及び市区町村民税の算出時における控除額を準用します。

※下表はあくまでも目安であり、基準額は世帯構成や年齢等により異なります。

世帯人数	2人	3人	4人	5人
世帯構成	母、小学生1人	父、母、 小学生1人	父、母、小学生1人、 中学生1人	父、母、小学生1人、 中学生1人、祖父
総所得 (目安)	約225万円	約300万円	約385万円	約445万円

5 申請手続(フローチャート)



6 申請方法

(1)受付期間	令和7年1月14日(火)～1月31日(金)【土日祝日を除く】 午前8時30分～午後5時15分
(2)受付場所	越谷市役所第二庁舎3階学務課
(3)必要なもの	<p>《申請される方全員にご準備いただくもの(共通)》</p> <p>①就学援助費受給申請書(会場にあります)</p> <p>②印鑑(認印)</p> <p>③振込先口座の通帳またはキャッシュカード(ゆうちょ銀行の場合はキャッシュカード不可)</p> <p>《令和6年1月1日現在の住民登録地が越谷市外の方が世帯にいる場合(該当者のみ)》</p> <p>④上記住民登録地で発行される令和6年度(非)課税証明書(所得証明書) (所得金額、所得控除金額が記載されており、令和5年12月31日時点で19歳以上の方全員分)</p> <p>《事由があり、代理人が申請を行う場合(該当者のみ)》</p> <p>⑤委任状(様式は任意でかまいませんが、必ず依頼者の氏名・依頼者の捺印・代理人の氏名・住所・生年月日が記入されているかご確認ください。なお、学務課に様式のご用意もございます。)</p> <p>《同一住所に同居する世帯と生計を別にしてしている場合(該当者のみ)》</p> <p>⑥各世帯それぞれ直近3か月分の公共料金等領収書(名義が分かれていることがわかるもの)</p>
(4)注意事項	<p>以下の内容について、申請前に必ずお読みになってください。</p> <p><input type="checkbox"/> 市民税・県民税の申告が済んでいない方は、判定ができませんので必ず申告をしてください。 なお、申告がない場合、否認定となりますのでご注意ください。</p> <p><input type="checkbox"/> <u>令和6年1月1日現在越谷市に住民登録がある方は課税証明書の提出は不要です。</u></p> <p><input type="checkbox"/> 郵送での申請はお取り扱いできません。</p> <p><input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳及びキャッシュカードは申請者名義で口座番号が記載されたものに限り、なお、ゆうちょ銀行をご指定の場合は、通帳の見開き1ページ目に口座番号等の印字があるもののみ有効で、印字のない通帳及びキャッシュカードはお取り扱いできません。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請書は受付時お渡します。事前に学務課でも配布しております。(ホームページにも掲載)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和6年1月1日現在の住民登録地が越谷市外の方が世帯にいる場合で、令和6年度課税証明書の提出が期限までにない場合は、否認定となりますのでご注意ください。</p>

7 その他

- 今回の新入学準備費の申請をした場合でも、次年度就学援助制度の支給を希望する方は、入学後に改めて申請が必要となります。
- 次年度就学援助制度のご案内は、入学後に学校を通して配布します。

【お問合せ先】越谷市教育委員会学校教育課学務課学事担当(市役所第二庁舎3階)
直通電話 048-963-9281
午前8時30分～午後5時15分まで(土日祝日を除く)